

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 3月 25日施行

令和 8年 3月 25日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第24号

佐用町保育施設等への一時支援金交付要綱

佐用町保育施設等への一時支援金交付要綱をここに公布する。

令和 8年 3月 25日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町要綱第24号

佐用町保育施設等への一時支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内で保育施設等への一時支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付対象となる者は、佐用町内に設置された認可外保育施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項、第10項、第11項、若しくは第12項又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項又は第35条第4項の認可を受けていないもの（法第59条の2第1項の規定により届出がされているものに限る。）をいう。）を運営する者（以下「交付対象者」という。）とする。

(支援金の種類等)

第3条 支援金の種類、範囲、補助率及び額は、別表のとおりとする。

(交付の申請等)

第4条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、佐用町保育施設等への一時支援金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 一時支援金の申請は、同一の申請者につき1回限りとする。

3 第1項の規定による申請の期限は、令和8年3月31日までとする。

(交付の決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付することが適当であると認めるときは、佐用町保育施設等への一時支援金交付決定通知書（様式第2号）により、交付することが適当でないときは佐用町保育施設等への一時支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第6条 前条の規定による交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付の請求にあたり、佐用町保育施設等への一時支援金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第7条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 支援金を交付目的以外の用途に使用したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほかこの要綱に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定に基づく取消しをしたときは、佐用町保育施設等への一時支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(調査等)

第8条 町長は、支援金の交付前又は交付後にかかわらず、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者又は交付決定者に対し、関係資料の提出を求め、かつ、必要な調査を行うことができる。

2 申請者又は交付決定者は、前項の調査等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(不当利得の返還)

第9条 町長は、支援金の交付を受けた後に第7条第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した者に対しては、交付した支援金の返還を命じなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 支援金の交付を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に交付決定を受けた者における第6条から第10条までの規定の適用については、同日後においても、なお効力を有する。

別表第1 (第3条関係)

支援金の種類	補助事業名	佐用町保育施設等への一時支援金交付事業
	目的	物価高騰の影響を受けている保育施設等に対して、光熱費や食糧費等の価格上昇分の一部を支援することで、保育施設等の継続的・安定的なサービスの提供を図る。
支援金の範囲	対象となる経費	継続的・安定的なサービスの提供に要した光熱水費等
支援金の補助率及び額	補助率	定額
	支援金の額	補助基準額表(別表第2)の定員区分に応じて定められた額

別表第2 (第3条関係)

支援金基準額表

定員規模（名）	1施設当たり基準額（円）
1—9	18,500
10—19	55,500
20—29	92,500
30—39	129,500
40—49	166,500
50—59	203,500
60—69	240,500
70—79	277,500
80—89	314,500
90—99	351,500

様式第1号（第4条関係）

佐用町保育施設等への一時支援金交付申請書

年 月 日

佐用町長 様

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

佐用町保育施設等への一時支援金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 交付申請額
- 2 施設の種別
 - 保育所（保育所型認定こども園を含む）
 - 幼保連携型認定こども園
 - 小規模保育事業所等
 - 認可外保育施設
- 3 施設の名称
- 4 施設の定員
- 5 添付書類 施設の種別及び定員が確認できる書類

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

佐用町長

佐用町保育施設等への一時支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった保育施設等への一時支援金について、
下記のとおり決定したので佐用町保育施設等への一時支援金交付要綱第5条の規定に
より通知します。

記

交付決定額 円

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

佐用町長

佐用町保育施設等への一時支援金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった保育施設等への一時支援金について、
下記の理由により交付しないことを決定したので佐用町保育施設等への一時支援金交
付要綱第5条の規定により通知します。

記

不交付の理由

様式第4号（第6条関係）

佐用町長 様

住 所

団 体 名

代表者名

佐用町保育施設等への一時支援金請求書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった、佐用町保育施設等への一時支援金について、佐用町保育施設等への一時支援金交付要綱第6条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円

【補助金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

※口座名義は必ず請求者と同一にしてください。

第 号
年 月 日

様

佐用町長

佐用町保育施設等への一時支援金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号で交付を決定した保育施設等への一時支援金について、下記の理由により交付を取り消しましたので、佐用町保育施設等への一時支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

年 月 日付、佐健福第 号で交付決定のあった、佐用町保育施設等への一時支援金交付要綱第6条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

【補助金の振込先】

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	(フリガナ) -----		

※口座名義は必ず請求者と同一にしてください。